

改 正 案	現 行																																				
<p>第二章 市街化調整区域における立地基準 法第34条第1号 主として当該開発区域の周辺の地域において居住する者の利用に供する公益上必要な建築物（令第29条の5）又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗等の開発行為等以下に掲げる1、2、3、4のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1. 学校等 申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 対象施設は、学校施設並びに社会福祉施設とし、開設について所管部局との調整がとれたものであること（下記対象施設一覧表に該当するものであること）。</p> <p>(2) 主として開発区域の周辺居住者が利用する施設として、学校区又はこれと同等の対象区域の指定について所管部局との調整がとれたものであること。</p> <p>(3) 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。</p> <p>(4) 申請地が既存の集落内に存し、又は隣接していること。</p> <p>(5) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。</p> <p>(6) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。</p> <p>(7) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。</p> <p>対象施設一覧表（1. 学校等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>根拠法令</th> <th>対象施設</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校教育法</td> <td>幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）</td> <td>県私学振興課 市教育委員会事務局学校施設課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設（児童福祉施設）</td> <td>児童福祉法</td> <td>保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>企業主導型保育事業所（小規模型）</td> <td>公益財団法人児童育成協会</td> </tr> <tr> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>幼保連携型認定子ども園</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	根拠法令	対象施設	関係機関	学校施設	学校教育法	幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）	県私学振興課 市教育委員会事務局学校施設課	社会福祉施設（児童福祉施設）	児童福祉法	保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）	市保育幼稚園課	子ども・子育て支援法	企業主導型保育事業所（小規模型）	公益財団法人児童育成協会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定子ども園	市保育幼稚園課	<p>第二章 市街化調整区域における立地基準 法第34条第1号 主として当該開発区域の周辺の地域において居住する者の利用に供する公益上必要な建築物（令第29条の5）又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗等の開発行為等以下に掲げる1、2、3、4のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1. 学校等 申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 対象施設は、学校施設並びに社会福祉施設とし、開設について所管部局との調整がとれたものであること（下記対象施設一覧表に該当するものであること）。</p> <p>(2) 主として開発区域の周辺居住者が利用する施設として、学校区又はこれと同等の対象区域の指定について所管部局との調整がとれたものであること。</p> <p>(3) 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。</p> <p>(4) 申請地が既存の集落内に存し、又は隣接していること。</p> <p>(5) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。</p> <p>(6) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。</p> <p>(7) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。</p> <p>対象施設一覧表（1. 学校等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>根拠法令</th> <th>対象施設</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設</td> <td>学校教育法</td> <td>幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）</td> <td>県私学振興課 市教育委員会事務局施設課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設（児童福祉施設）</td> <td>児童福祉法</td> <td>保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>企業主導型保育事業所（小規模型）</td> <td>公益財団法人児童育成協会</td> </tr> <tr> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>幼保連携型認定子ども園</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	根拠法令	対象施設	関係機関	学校施設	学校教育法	幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）	県私学振興課 市教育委員会事務局施設課	社会福祉施設（児童福祉施設）	児童福祉法	保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）	市保育幼稚園課	子ども・子育て支援法	企業主導型保育事業所（小規模型）	公益財団法人児童育成協会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定子ども園	市保育幼稚園課
種別	根拠法令	対象施設	関係機関																																		
学校施設	学校教育法	幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）	県私学振興課 市教育委員会事務局学校施設課																																		
社会福祉施設（児童福祉施設）	児童福祉法	保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）	市保育幼稚園課																																		
	子ども・子育て支援法	企業主導型保育事業所（小規模型）	公益財団法人児童育成協会																																		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定子ども園	市保育幼稚園課																																		
種別	根拠法令	対象施設	関係機関																																		
学校施設	学校教育法	幼稚園、小学校・中学校（学校区の指定があるもの）	県私学振興課 市教育委員会事務局施設課																																		
社会福祉施設（児童福祉施設）	児童福祉法	保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）	市保育幼稚園課																																		
	子ども・子育て支援法	企業主導型保育事業所（小規模型）	公益財団法人児童育成協会																																		
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定子ども園	市保育幼稚園課																																		

2. 診療所、助産所、通所系社会福祉施設

申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 対象施設は、医療施設のうち診療所及び助産所並びに利用者が通所のみにより利用する社会福祉施設であり、開設について所管部局との調整がとれたものであること（次頁の対象施設一覧表に該当するものであること）。
- (2) 主として周辺の居住者が利用するものであり、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 申請地を中心として半径250m以内に人家が40戸以上あり、そのうち20戸以上が市街化調整区域にあること。又は申請地を含む半径250mの円内に人家が50戸以上あり、そのうち25戸以上が市街化調整区域にあること。
 - イ 申請地が法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域内に存すること。
 - ウ 所管部局による整備計画等に適合していること。
- (3) 申請地の敷地面積は、3,000㎡以下であること。
- (4) 申請者自らが、主として該当事業のみを行う施設であること。
- (5) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- (6) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。
- (7) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（2. 診療所、助産所、通所系社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	児童福祉法	障害児通所支援事業所（児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は除く）、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、児童厚生施設、児童家庭支援センター	市青少年教育課 市子ども支援課 市子ども政策課 市障がい保健福祉課
	老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター	市介護保険課
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター	県障がい者支援課 市障がい保健福祉課
	身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、更生相談所	
	知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	

2. 診療所、助産所、通所系社会福祉施設

申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 対象施設は、医療施設のうち診療所及び助産所並びに利用者が通所のみにより利用する社会福祉施設であり、開設について所管部局との調整がとれたものであること（次頁の対象施設一覧表に該当するものであること）。
- (2) 主として周辺の居住者が利用するものであり、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 申請地を中心として半径250m以内に人家が40戸以上あり、そのうち20戸以上が市街化調整区域にあること。又は申請地を含む半径250mの円内に人家が50戸以上あり、そのうち25戸以上が市街化調整区域にあること。
 - イ 申請地が法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域内に存すること。
 - ウ 所管部局による整備計画等に適合していること。
- (3) 申請地の敷地面積は、3,000㎡以下であること。
- (4) 申請者自らが、主として該当事業のみを行う施設であること。
- (5) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- (6) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。
- (7) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（2. 診療所、助産所、通所系社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	児童福祉法	障害児通所支援事業所（児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は除く）、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、児童厚生施設、児童家庭支援センター	市青少年教育課 市子ども支援課 市子ども政策課 市障がい保健福祉課
	老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター	市高齢介護福祉課
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター	県障がい者支援課 市障がい保健福祉課
	身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、更生相談所	
	知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	

	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）	市子ども支援課
	社会福祉法	隣保館	市人権政策課
医療施設	医療法	診療所、助産所	市医療政策課

3. 入所系社会福祉施設

申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 対象施設は、社会福祉施設のうち利用者が入所することにより利用する施設であり、開設について所管部局との調整がとれたものであること（下記の対象施設一覧表に該当するものであること）。
- (2) 主として開発区域の周辺の地域に居住する者、その家族及び親族が入所するための施設であり、所管部局による整備計画等に適合しているものであること。
- (3) 申請者自らが、主として該当事業のみを行う施設であること。
- (4) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- (5) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。
- (6) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（3. 入所系社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	老人福祉法	小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、地域密着型の養護老人ホーム、地域密着型の特別養護老人ホーム、地域密着型の軽費老人ホーム	市介護保険課

	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）	市子ども支援課
	社会福祉法	隣保館	市人権推進総室
医療施設	医療法	診療所、助産所	市医療政策課

3. 入所系社会福祉施設

申請が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 対象施設は、社会福祉施設のうち利用者が入所することにより利用する施設であり、開設について所管部局との調整がとれたものであること（下記の対象施設一覧表に該当するものであること）。
- (2) 主として開発区域の周辺の地域に居住する者、その家族及び親族が入所するための施設であり、所管部局による整備計画等に適合しているものであること。
- (3) 申請者自らが、主として該当事業のみを行う施設であること。
- (4) 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- (5) 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による農地転用を受けることができる土地であること。
- (6) 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（3. 入所系社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	老人福祉法	小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、地域密着型の養護老人ホーム、地域密着型の特別養護老人ホーム、地域密着型の軽費老人ホーム	市高齢介護福祉課

法第34条第14号

熊本市開発審査会取扱方針

第13号 社会福祉施設

申請が次のすべての要件を満たす場合とする。

- 1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（下記対象施設一覧表に該当するもの）であって、設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、本市の福祉施策の観点から支障がないと認められるものであること。
- 2 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要があること。
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があること。
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要であること。
- 3 上記1、2について所管部局と調整がなされていること。
- 4 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。
- 5 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- 6 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による転用許可を受けることができる土地であること。
- 7 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（13号 社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	市保護管理援護課
	児童福祉法	児童発達支援センター（福祉型・医療型）、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	市子ども政策課 市障がい保健福祉課
	老人福祉法	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	市介護保険課
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	短期入所事業所、共同生活援助事業における共同生活住居（グループホーム）、障害者支援施設、福祉ホーム、	市障がい保健福祉課

法第34条第14号

熊本市開発審査会取扱方針

第13号 社会福祉施設

申請が次のすべての要件を満たす場合とする。

- 1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（下記対象施設一覧表に該当するもの）であって、設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、本市の福祉施策の観点から支障がないと認められるものであること。
- 2 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要があること。
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があること。
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要であること。
- 3 上記1、2について所管部局と調整がなされていること。
- 4 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。
- 5 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- 6 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による転用許可を受けることができる土地であること。
- 7 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（13号 社会福祉施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
社会福祉施設	生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	市保護管理援護課
	児童福祉法	児童発達支援センター（福祉型・医療型）、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	市子ども政策課 市障がい保健福祉課
	老人福祉法	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	市高齢介護福祉課
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	短期入所事業所、共同生活援助事業における共同生活住居（グループホーム）、障害者支援施設、福祉ホーム、	市障がい保健福祉課

	売春防止法	婦人保護施設	県子ども家庭福祉課
	更生保護事業法	更生保護施設	保護観察所

第15号 学校施設

申請が次のすべての要件を満たす場合とする。

- 1 その設置目的から、主として開発区域の周辺の居住者以外の利用を想定している学校（次頁の対象施設一覧表に該当するもの）のうち、教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められるものであり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該開発区域を含む文教施策の観点から支障がないこと。
- 2 上記について所管部局と調整がなされていること。
- 3 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。
- 4 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- 5 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による転用許可を受けることができる土地であること。
- 6 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（15号 学校施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
学校施設	学校教育法	小学校・中学校（学区の指定がないもの）、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	県私学振興課 県教育庁施設課 市教育委員会学校施設課

	売春防止法	婦人保護施設	県子ども家庭福祉課
	更生保護事業法	更生保護施設	保護観察所

第15号 学校施設

申請が次のすべての要件を満たす場合とする。

- 1 その設置目的から、主として開発区域の周辺の居住者以外の利用を想定している学校（次頁の対象施設一覧表に該当するもの）のうち、教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められるものであり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該開発区域を含む文教施策の観点から支障がないこと。
- 2 上記について所管部局と調整がなされていること。
- 3 申請者自らが、主として該当事業を行う施設であること。
- 4 施設規模に応じた駐車場が配置されていること。
- 5 申請地が農地又は採草放牧地の場合は、農地法による転用許可を受けることができる土地であること。
- 6 申請地は、他法令による行為の制限を受けない土地であること。

対象施設一覧表（15号 学校施設）

種別	根拠法令	対象施設	関係機関
学校施設	学校教育法	小学校・中学校（学区の指定がないもの）、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	県私学振興課 県教育庁施設課 市教育委員会施設課